

最近の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症の動向

ほけせん便り 237号

東京外国語大学 保健管理センター

学校医 山内康宏

2023年10月2日

世界的に流行していた新型コロナウイルス感染症は、2023年5月5日にWHOより「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が3年3カ月の経過を経て終了することが発表されました。また本邦においても、2023年5月8日に感染症法の分類（感染力・感染した場合の重篤性等を総合的に勘案）において、「2類相当」から「5類」感染症に変更され、法律に基づいた行政が様々な要請・関与をしてきた仕組みから、感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応にゆだねられることとなりました。

以降、新型コロナウイルス感染症の発生数等は一般的に報告されなくなり、流行状況が分かりにくいですが、「新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）」・「東京都感染症情報センター」等から定期的に「定点当たりの報告数」等が報告されています。新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数は、5月の変更以降に9月初旬まで増加の一途をたどってきました。9月中旬にピークを迎え最近では低下傾向となっている状況ではありますが、依然、感染には留意が必要な状態です。

新型コロナウイルスの変異株の観点からは、世界各国で独自の変異を繰り返しながら、様々な変異株のコロナウイルスが流行している状況です。現状では、オミクロン株として、BA.4, BA.5からXBB.1を経て、EG.5が主な変異株となっています。各変異株により免疫回避に差があり、症状や重症度にもいくらか差があるようですが、初感染の場合やワクチン未接種の場合等は症状が重く出る傾向があるようです。

加えて、東京都では、今年度はインフルエンザ感染症も散発的に持続的に発生しており、流行開始の目安（定点当たり1.0人）を超える状況が続いています。9月中旬に入りインフルエンザ感染症の定点当たりの報告数が11人を超え、「流行注意報基準」（定点当たり10人）を超えるようにない、現在急速に増加している状況で、更に流行が拡大する可能性もありますので、十分な注意と感染対策が重要です。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症に罹患すると、その経緯にいくらかの差異はありますが、通常は数日の潜伏期の後に、発熱（高熱）と共に倦怠感や頭痛・咽頭痛・鼻汁・咳等の感冒様症状が出現します。症状のみでは両者を区別することが難しく、診断には医療機関での医師による診断と治療が必要となります。また、これら以外の感染症や他の疾患でも、発熱や体調不良を来すことがありますので、発熱や体調不良が出現した際には、医療機関を受診し、診察・診断と適切な治療を受けるようにしましょう。

両疾患等を含む学校感染症に罹患した場合は、これまでと同様に、一定期間（下記参照）は「出席停止」となります。この欠席している期間は「公欠扱い」となりますが、そのためには「公欠届」の手続きが必要です。手続きの詳細は大学Webページにある「各種届出」内の「公欠届及び授業欠席事由届」の手続きに記載されていますので、各自で確認し必要書類を準備し教務課にて申請するようにして下さい。

なお、両者で出席停止の期間（基準）が異なりますので、下記の点にご注意ください。

<出席停止期間>

新型コロナウイルス感染症：発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

（注）解熱剤を服用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

インフルエンザ感染症：発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

（注）1 解熱は、解熱剤を服用せずに解熱している

（注）2 抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止。

ご不明な点等ありましたら、保健管理センターまで、どうぞご相談ください。

参考：

新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）

<https://corona.go.jp/various-data/>

東京都感染症情報センター

<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>

本学 HP 内>「在学生の方へ」>「証明書・届出・窓口の担当」>「各種届出・願出」>「公欠届及び授業欠席事由届」

<https://www.tufs.ac.jp/student/procedure/>

https://www.tufs.ac.jp/documents/student/procedure/kyomu_kesseki_process.pdf